

第1回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和2年7月20日

上富良野町農業委員会

第1回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和2年7月20日（月） 午後2時00分から午後3時40分

2 場 所 JA ぶらの北エリア上富良野事務所 役員会議室

3 出席委員 13名（仮議席50音順）

仮議席	委員名	仮議席	委員名	仮議席	委員名
1	荒 仁	2	井村 昭次	3	上田 修一
4	内田 透	5	小川 光洋	6	北村 啓一
7	佐藤 良二	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	對馬 徹	11	西木 晴彦	12	沼沢 春美
13	前田 満				

4 欠席委員

	なし				
--	----	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 会議録署名委員について
- 日程第3 会長、職務代理者の選出について
- 日程第4 議席指定について

附議事項

- 日程第5 議案第1号 農業委員会推進委員会の指名について
- 日程第6 議案第2号 農業委員会事務監査委員会委員の選出について
- 日程第7 議案第3号 各種委員会委員の推薦について
- 日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第9 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第10 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第6号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長 大谷隆樹	次長 安川伸治	主事 瀬川翔太
----------	---------	---------	---------

8 会議の概要

開会（午後2時00分）（着席）

◆農業委員会総会

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。

*開会の宣言

只今より、第1回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
着席されている席順は、五十音順での仮議席であります。

農業委員会憲章の唱和を行います。
仮議席1番 荒仁委員に合わせ、ご唱和ください。全員ご起立ください。

「唱和」

ご着席ください。

本日は、任期満了に伴う農業委員会委員の任命後、最初に行われる総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市町村長が招集いたしております。

*自己紹介

事務局長 日程に入る前に各農業委員の自己紹介を仮議席順にてお願いいたします。
1番 荒仁委員から順次よろしくをお願いいたします。

- | | | | | |
|-----|----|----|----|---|
| 1番 | 荒 | 仁 | 委員 | 「荒です、よろしく申し上げます。初めてですが、勉強しながらやっていきます。よろしく申し上げます。」 |
| 2番 | 井村 | 昭次 | 委員 | 「4期目となり、江花地区の推薦を受けて出てきました。井村です、よろしく申し上げます。」 |
| 3番 | 上田 | 修一 | 委員 | 「東中地区の上田です。なんとか頑張ってます。よろしく申し上げます。」 |
| 4番 | 内田 | 透 | 委員 | 「日の出地区の内田です。よろしく申し上げます。」 |
| 5番 | 小川 | 光洋 | 委員 | 「富原地区の小川です。今期3年よろしく申し上げます。」 |
| 6番 | 北村 | 啓一 | 委員 | 「島津選出の北村です。任期を全うできるように頑張ります。」 |
| 7番 | 佐藤 | 良二 | 委員 | 「3期目になります草分地区の佐藤です。よろしく申し上げます。」 |
| 8番 | 島田 | 政志 | 委員 | 「東中第3と東部地区から推薦を受けました島田です。今期で3期目になります、よろしく申し上げます。」 |
| 9番 | 谷本 | 嘉彦 | 委員 | 「江幌静修の推薦を受けました谷本です。よろしく申し上げます。」 |
| 10番 | 對馬 | 徹 | 委員 | 「清富、日清、旭野地区より推薦を受けました對馬です。よろしく申し上げます。」 |
| 11番 | 西木 | 晴彦 | 委員 | 「JAふらのの推薦を受けてきました西木です。よろしく申し上げます。」 |
| 12番 | 沼沢 | 春美 | 委員 | 「草分の沼沢です。よろしく申し上げます。」 |
| 13番 | 前田 | 満 | 委員 | 「前田です。よろしく申し上げます。」 |

農業委員会事務局の職員紹介を行います。

大谷事務局長 「事務局長の大谷です。3年目になります。よろしくお願いします。」
安川次長 「事務局次長の安川です。4月に農業委員会事務局に配属されました。よろしくお願いします。」
瀬川主事 「事務局員の瀬川です。昨年4月からこちらの部署に配属されました。よろしくお願いします。」

事務局長 本日特別に、後方に農業振興課の山内主幹が来ておりますので、山内主幹、自己紹介をお願いします。

山内主幹 行政側の農業担当ということで本日は出席させていただいております。皆様には担い手という意味でも、その他様々な部分でお世話になるかと思っております。よろしくお願いします。

*仮議長

町 長 それでは、私のほうで進行させていただきます。
農業委員会委員の選任後、最初の総会にあたりますので、臨時議長が選出されるまで、議事の進行を農業委員会事務局長に仮議長として職務を代行させたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

「異議なし」の声あり。

町 長 ご異議がないようでありますので、事務局長に仮議長を務めさせていただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

事務局長 仮議長を務めさせていただきます。
臨時議長が選出されるまで、議事を進行させていただきます。

事務局長 只今の出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第1回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局」

*諸般の報告

事務局 前回の総会以降、本日までの行事等について、総会議案資料により報告いたします。
(別紙)

以上で、諸般の報告を終わります。

*臨時議長の選出 *町長退席

事務局長 日程第1、「臨時議長の選出について」の件を議題といたします。日程第1を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 日程第1、「臨時議長の選出について」を事務局より説明させていただきます。

農業委員会総会の議事進行にあたり、臨時議長の選出を求めるものであります。本日は任命後、初めての農業委員会総会でありますので、会長が務めます議長が決まっておりません。先例により、上富良野町議会議長の選挙を行う臨時議長の職務を定めた地方自治法第107条に準じ、議場に出席している農業委員の中で最年長の者を臨時議長として指名いたします。

事務局長 先例により、最年長の「前田 満 委員」を臨時議長に決定いたします。
よろしく願いいたします。

臨時議長が決定いたしましたので、以上をもって仮議長の職を終了いたします。

町長は、ここで退席いたします。

暫時休憩とします。

*臨時議長就任、

(前田 委員、議長席に移動。)
前田委員 臨時議長に指名されましたので、議事進行を務めます。皆様方のご協力をお願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

*会議録署名委員

前田委員 日程第2、「会議録署名委員について」

農業委員会等に関する法律第33条により、会長は議事録を作製し、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。と定められており、会議録署名委員は、「上富良野町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。」となっております。

先例により、臨時議長及び仮議席1番、荒仁君、仮議席2番、井村昭次君を会議録署名委員に決定いたします。

*会長、職務代理者の選出

前田委員 日程第3、「会長、職務代理者の選出について」の件を議題といたします。日程第3を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 日程第3、「会長、職務代理者の選出について」を事務局より説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第2項により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と定められ、同条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められております。上富良野町農業委員会規則第2条により、「あらかじめ互選しておくことができる。」と定められ、同規則第3条にて「会長及び会長代理の互選は、すべて議題に先立って行うものとする。」と定められていることから、会長及び会長の職務代理者の選出を求めるものです。

前田委員 会長、職務代理者の選出について、「立候補による選挙」「委員の指名推薦」「選考委員を挙げて推薦」の方法がありますが、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

島田委員 選考委員を挙げて推薦を行う方法が良いと思います。

前田委員 「選考委員を挙げて推薦」による方法のご意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

事務局長 「選考委員を挙げて推薦」での選出において、先例によりまず過半数の7名の委員により行っております。その中には、臨時議長も加わることでござりますので、ほかの6名の委員を選出していただくこととなります。

前田委員 只今の事務局からの説明により、過半数の7名を選考委員に選出するとありますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

前田委員 それでは、どのような方法で選考委員7名を選出いたしますか。

對馬委員 事務局に一任します。

前田委員 事務局に一任とのご意見がありましたが、これに異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

前田委員 事務局に一任で決定します。選考委員を事務局長から発表いたします。

事務局長 選考委員を発表させていただきます。臨時議長を含めて7名でございます。前田満臨時議長、谷本嘉彦委員、島田政志委員、北村啓一委員、對馬徹委員、上田修一委員、西木晴彦委員を選考委員とさせていただきます。

前田委員 以上の7名は、別室にて選考委員会を開催いたします。なお、選考結果の報告を行う代表者を選考委員の中から選出してください。暫時休憩といたします。

～暫時休憩～

(別室) 第2応接室にて選考委員会を開催

*会長、職務代理者の決定

- 前田委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。
選考の結果を、選考委員会の代表者は発表願います。
- 谷本委員 会長及び職務代理者について協議した結果を報告いたします。
会長には、井村昭次委員を、職務代理者には、佐藤良二委員を推薦することに決定いたしました。
- 前田委員 只今発表されたとおり、会長には、井村昭次委員を、職務代理者には、佐藤良二委員、に決定することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- 前田委員 「異議なし」と認めます。
よって会長には、井村昭次委員を 職務代理者には、佐藤良二委員に決定します。
上富良野町農業委員会規則第4条の規定に基づき、会長ほか全委員の住所、氏名を告示いたします。
また、会長は、北海道農業会議の個人会員となりますので、ご承知願います。
- 前田委員 これをもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。これからの総会の議事進行については、会長が務めることとなりますので、宜しく願います。
- (議長席の交代)

*会長（議長）議事進行

- 井村会長 井村会長挨拶「これから先、委員の皆様の見解をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。」
- 佐藤代理 佐藤職務代理者挨拶「まだまだ不足する部分あるかと思いますが、皆様から知恵をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうかお力添えをいただきますよう願います。」
- 議 長 上富良野町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり議事の進行を務めることと定められておりますので、進行いたします。
- 議 長 日程第4、「議席指定について」の件を議題といたします。
上富良野町農業委員会会議規則第7条の規定により、議席を「くじ」にて決めます。
「くじ」の方法について、事務局より説明いたします。「事務局」
- 事務局長 事務局より説明させていただきます。
まず仮議席番号の順に1回目のくじを引きます。これは、議席指定のくじを引く順番を決めるものです。
次に1回目に引いた番号順にくじを引きます。引いた番号が各委員の議席番号となります。事務局が「くじ」を持って回りますので、自席にて引いてください。
また、先例により会長は13番、職務代理者は12番となりますので、議席指定は11名により行います。
- それでは、事務局が「くじ」を持って回ります。
(その場で、番号と委員名を告げる。)

1回目

1番 島田政志委員、2番 谷本嘉彦委員、3番 對馬徹委員、
4番 沼沢春美委員、5番 前田満委員、6番 上田修一委員、
7番 内田透委員、8番 荒仁委員、9番 小川光洋委員、
10番 西木晴彦委員、11番 北村啓一委員

事務局長 くじを引く順番が決定しましたので、確認させていただきます。(番号と委員名を朗読する。)

事務局長 次に議席の番号を順番に引いていただきます。事務局が「くじ」を持って回ります。(その場で、番号と委員名を告げる。)

議席が決定いたしましたので、朗読させていただきます。

1番 前田満委員、2番 對馬徹委員、3番 上田修一委員、
4番 荒仁委員、5番 沼沢春美委員、6番 西木晴彦委員、
7番 小川光洋委員、8番 島田政志委員、9番 谷本嘉彦委員、
10番 北村啓一委員、11番 内田透委員、
12番 佐藤良二委員、13番 井村昭次委員

以上が議席番号でございます。

議 長 各委員の議席は、只今事務局長が発表したとおりに決定いたしました。各委員は氏名標を持ち、決定した議席番号順に移動し、ご着席ください。

*推進委員の指名

議 長 日程第5、議案第1号「農業委員会推進委員会の指名について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号、「農業委員会推進委員会の指名について」を事務局より説明させていただきます。
上富良野町農業委員会推進委員会規定第6条により、農政推進委員会委員、農地流動化推進委員会委員の指定を求めるものです。

事務局長 同規定第5条により、推進委員の選任は、会長が委員会に諮って指名する。と定められております。

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、各推進委員の指名は、会長が指名するとありました。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 暫時休憩といたします。

～暫時休憩～(事務局長と調整する。)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より、各推進委員会の委員構成を発表いたします。

事務局長 各推進委員会の委員構成について、会長と職務代理と協議をしましたので発表いたします。(※資料配布)

農政推進委員会委員には、
島田政志委員、對馬徹委員、荒仁委員、
上田修一委員、内田透委員

の5名を指名いたします。

農地流動化推進委員会委員には、
谷本嘉彦委員、北村啓一委員、沼沢春美委員、
小川光洋委員、西木晴彦委員、前田満委員

の6名を指名いたします。
なお、会長、職務代理者は、上富良野町農業委員会推進委員会規定第10条の規定により、双方の推進委員会の会議に出席できるものであります。

*農業委員会事務監査委員会委員の選出

議長 日程第6 議案第2号「農業委員会事務監査委員会委員の選出について」の件を議題といたします。議案第2号を事務局が説明いたします。

事務局長 議案第2号、「農業委員会事務監査委員会委員の選出について」を事務局より説明させていただきます。
上富良野町農業委員会事務監査規定第4条の規定に基づき、3名の監査委員の選出を求めるものです。
監査委員は、農業委員会業務の適切な執行がされているかを監査していただくものです。監査は定期監査と臨時監査に区分され実施されます。監査の結果は、報告書を作成し、総会にて報告することになっております。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、事務監査委員3名の選出について、どのような選出がよろしいでしょうか。

内田委員 会長に一任します。

議長 只今、会長に一任とのご意見がありましたが、ほかにご意見ありませんか。

「なし」の声あり

議長 ほかにご意見がありませんでしたので、会長一任とさせていただきます。

事務局長 暫時休憩といたします。
～暫時休憩～（事務局長と調整する）

-
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より、事務監査委員 3 名を発表いたします。「事務局」
- 事務局長 事務監査委員会委員を発表いたします。
對馬徹委員、上田修一委員、前田満委員の 3 名を選出いたします。
- 議 長 只今、事務局より 3 名の指名がありました、ご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって事務監査委員の選出は決定いたしました。
-

*各種委員会委員の推薦

- 議 長 日程第 7、議案第 3 号「各種委員会委員の推薦について」の件を議題といたします。
議案第 3 号を事務局が説明いたします。
- 事務局長 議案第 3 号、「各種委員会委員の推薦について」を事務局より説明させていただきます。
各種委員会として、上富良野町アグリパートナー協議会委員 4 名、富良野地方アグリパートナー協議会委員 4 名、上富良野町農業振興審議会委員 1 名、上富良野町都市計画審議会委員 1 名、上富良野町まち・ひと・しごと創生会議委員 1 名について、それぞれ互選によりお願いをしているところです。
- 議 長 只今、事務局より説明がありましたが、各種委員会委員の推薦について、どのような方法で推薦がよろしいでしょうか。
- 沼沢委員 会長に一任します。
- 議 長 只今、会長に一任とのご意見がありましたが、他にご意見ありませんか。
「なし。」の声あり
- 議 長 他にご意見がありませんでしたので、会長一任とさせていただきます。
こちらで用意した案を事務局より発表いたします。
- 事務局長 各種委員会委員を発表させていただきます。
上富良野町アグリパートナー協議会委員の 4 名は、井村昭次会長、佐藤良二職務代理、谷本嘉彦委員、内田透委員
富良野地方アグリパートナー協議会委員の 4 名は、上富良野町アグリパートナー協議会委員と同じ委員で構成させていただきます。
井村昭次会長、佐藤良二職務代理、谷本嘉彦委員、内田透委員
上富良野町農業振興審議会委員は、井村昭次会長
上富良野町都市計画審議会委員は、佐藤良二職務代理
上富良野町まち・ひと・しごと創生会議委員は、佐藤良二職務代理

以上です。

議 長 只今、事務局より構成委員の指名がありました。ご異議はありますか。

「異議なし」の声あり

議 長 「異議なし」と認めます。よって各種委員会委員の推薦は決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 日程第8、「報告第1号 農地法第5条第の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

転用地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿現況ともに畑、面積は17,750㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的は火山灰採取です。計画内容は火山灰採取が17,750㎡、土量が18,455㎡です。土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、転用者は〇〇市〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社となっています。土地の利用区分は農用地です。農業委員会議決日は令和2年6月8日、送達は令和2年6月8日、回答は令和2年6月19日道農会議第108号、許可日は令和2年6月22日で、許可番号は上富農委第5-2-2です。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第9 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年7月20日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所3

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇他、合計6筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は6筆合計で92,867㎡です。内容は売買で、対価は5,482千円、移転時期は令和2年7月21日で、支払い方法は口座振込、支払い期限は令和2年12月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 諮問第1号 所3番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 9番 谷本です。所3番について、補足説明いたします。

6月17日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区 〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑 66,000円と51,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、議案第4号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

令和2年7月20日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇の内他、合計2筆で、地目は公簿現況ともに田です。面積は2筆合計で21,471㎡です。賃貸借となりました。事由は規模拡大です。

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は3筆合計で31,941㎡です。賃貸借となりました。事由は規模拡大です。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇村〇〇〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。所在は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は3筆合計で5,370㎡です。売買となりました。事由は規模拡大です。

議長 議案第4号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番、佐藤良二 委員」

佐藤委員 12番、佐藤です。議案第4号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

出し手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路沿いです。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへ10a当たり5,500円で、賃貸借となりました。

2番

出し手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路沿いです。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへ10a当たり3,212円で、賃貸借となりま

した。

3番

出し手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん
受け手、〇〇村、〇〇〇〇〇〇会社さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路沿いです。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇〇〇〇〇会社さんへ10a当たり10,000円で、売買
となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号1番について、これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

島田委員 3番の売買価格は適正価格なのか。

佐藤代理 補足説明します。図面上わかりづらいが、この箇所は汎用コンバインで登ることが危険なほどの急傾斜で、クローバーをまいて緑肥としていた。そのような箇所のためこの価格となっている。

谷本委員 この土地すべて10a当たりの単価が同じなのか。

事務局 その通りです。

谷本委員 2番について、なぜ10a当たりに100円未満の数字があるのか

事務局 今回申請者の前の土地の持ち主である〇〇〇〇さんが、平成21年にあっせん会を行い、賃貸借を行っていた土地です。今回の申請はその再処分となり、以前の申請とは分筆等で面積に差があるため金額は違うが、当時と同じ条件ということです。

議長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第5号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和2年7月20日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、第3種農用地区域内での一般住宅建設による転用でございます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1番

土地の所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、転用者は〇町〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さんです。所在は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で337㎡です。売買で、転用目的は一般住宅建設で、計画内容は一般住宅101㎡、通路204㎡、カーポート32㎡です。土地利用区分は第3種農地、転用事由は住宅建設で工期は許可の日から令和2年12月31日です。

2番

土地の所有者は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、転用者は〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で326㎡です。売買で、転用目的は一般住宅建設で、計画内容は一般住宅65㎡、物置12㎡、通路204㎡、カーポート45㎡です。土地利用区分は第3種農地で、転用事由は住宅建設で工期は許可の日から令和2年12月31日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番、北村啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。議案第5号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番

所有者 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
転用者 〇町〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん、

所在地は、〇町〇丁目の〇〇通り沿いになります。
一般住宅を建設するための転用であります。

2番

所有者 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
転用者 〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、

所在地は、〇町〇丁目の〇〇通り沿いになります。
一般住宅を建設するための転用であります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、議案第6号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和2年7月20日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇で、地目は公簿が畑で現況は農地及び採草放牧地以外です。面積は1筆合計で1,548㎡です。申請目的は地目変更で、谷本嘉彦委員、佐藤良二委員、沼沢春美委員が調査委員となり、令和2年6月17日に現地調査を行いました。当該箇所は平成25年5月に農産物販売所、駐車場、農産物堆積場の建設のため、農地法第4条の許可を受け工事を完了しました。地目変更のために当該箇所を分筆し、地目変更のために申請がありました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第6号について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 9番 谷本です。6月17日に佐藤委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区の 〇〇線〇〇号の国道沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上は畑ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適切だと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第6号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第1回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案6件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 3時40分

上記第1回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和2年7月20日

上富良野町農業委員会臨時議長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____